

2016年5月28日

報告書の概要と提言

第三者調査委員会

委員長 弁護士 金子武嗣



学校法人同志社は、同志社大学今出川校地の一般廃棄物の収集・運搬について、遅くとも1988年度以降、無許可の外部業者に委託していた。2008年度以降は学校法人同志社の完全子会社であるエンプラ社に委託し、エンプラ社からコスモス社に再委託していたが、いずれも無許可業者であった。学校法人同志社は、1988年度以降27年以上も廃棄物処理法で認められない方法により廃棄物処理を続けていた。

学校法人同志社として、外部委託するに際し、契約書を締結しているのだから、契約締結時、契約更新時、また、エンプラ社を通じてのコスモス社に再委託の契約時、契約更新時にチェックすれば、違法行為は阻止することができた。

また、京都市は、2004年10月には、定期的立入調査にあたって同志社大学施設部施設課に、無許可業者への委託が違法であるとして改善を指示しており、2008年10月にも同様の指摘、そして2012年10月には京都南クリーンセンターの現認の上改善を求めていたのである。2015年2月26日の京都市の指摘の際には、施設課長や施設部長も報告を受けており、その後同志社大学施設課の課会議の議題になっていたのであるから、適切に対処すれば、刑事事件になる前に解消することができた。

このような違法行為を阻止できなかった原因は、学校法人同志社のガバナンス（内部統制）の不十分さであり、コンプライアンスが欠如していたことにある。それゆえ、学校法人同志社は、建学の精神に戻り、法人としてまとめ、最低限のガバナンスとして、常務理事と常勤監事をおき、監査室や法人事務室の充実などによる法人部の強化をすべきである。またコンプライアンス機能の強化として法務部門を設置し、内部監査機関によるチェック機能の強化、法令遵守のための内部基準を策定し、これを周知徹底し、現場の連絡網を整備すべきである。

また、学校法人同志社のエンプラ社へのガバナンスとして、常勤役員を派遣し経営の展開と管理部門を強化すると共に、学校法人の監査部門や公認会計士による監査体制を整備するべきである。